

社会福祉法人 豊の会 役員及び評議員の報酬等に関する規程

（目的及び意義）

第1条 この規定は、社会福祉法人豊の会(以下「法人」という)の定款第9条及び第23条の規定に基づき、この法人の評議員、理事及び監事の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（定義等）

第2条 この規定において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）役員とは、理事及び監事をいう。
- （2）役員等とは、評議員、理事及び監事をいう。
- （3）常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- （4）非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- （5）報酬等とは、社会福祉法第45条の34第1項第3号に定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であつて、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- （6）費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費を含む）及び手数料等の経費であつて、報酬等とは明確に区分されるものとする。

（報酬等の支給）

第3条 役員等に対して支給する報酬等は、役員等に対して、評議員会、理事会、評議員選任・解任委員会、行政庁監査又は研修会（以下「会議等」という）への出席に係る職務執行の対価として、報酬を支給する。

- 2 監事には、前項のほか、監査に係る職務執行の対価として、報酬を支給する。
- 3 第1項の規定にもかかわらず、常勤役員で職員としての立場を有する者に対しては、報酬は支給しない。

（報酬の額の決定）

第4条 評議員には、定款第23条で定める金額の範囲内で、報酬を支給する。

- 2 全理事の報酬総額は、年間 30 万円以内とする。
- 3 全監事の報酬総額は、年間 30 万円以内とする。
- 4 役員等の報酬の額は、別表第1に定めるとおりとする。

(報酬の支給日)

第5条 役員等の報酬は、職務執行の当日、支払うものとする。

(報酬の支給方法)

第6条 報酬は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人から申し出があったときは、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

2 報酬は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

(費用)

第7条 役員等の費用は、別表第2に定めるとおりとする。ただし、役員で職員としての立場を有する者に対しては、法人職員旅費規程に基づき、旅費が支払われる場合を除き、会議等への出席に係る費用は支払わないものとする。

2 役員等がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うものとする。

(公表)

第8条 この法人は、この規定をもって、社会福祉法第59条に2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規定の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

(補則)

第10条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定めるものとする。

附則

この規定は、令和5年3月6日から施行する。

この規定は、令和7年6月18日から施行する。